

報告

北海道選出自由民主党 衆・参国会議員との懇談会

一般用医薬品のインターネット販売の問題点について

常任理事・医療政策部長 笹本 洋一

去る5月11日(土)、札幌パークホテルにおいて北海道選出自由民主党衆・参議員との懇談会を開催した。テーマは、厚生労働省で最終調整に入っている一般医薬品のインターネット販売についてであり、舟橋利実衆議院議員から自由民主党厚生労働部会の医療委員会・薬事に関する小委員会の審議経過について報告説明が行われ、協議された。

当会からは長瀬会長、藤原・小熊両副会長、小職(笹本)、北海道薬剤師会からは、東洋会長、竹内副会長、大江連盟幹事長・瀬戸連盟副会長が出席した。

厚生労働省が大衆薬のネット販売を容認する背景には、本年1月11日の最高裁判決(第一類・第二類医薬品の郵便等販売を禁止している省令は違法)がある。これを受け、厚生労働省では「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」で検討しているところである。

消費者の利便性・安全性を考慮しつつも、民間企業では販売ルールがないまま事実上の解禁状態となっている。

《説明要旨と主な意見・問題点》

○医師会・薬剤師会

- ・購入者に対する受診勧奨については、対面でなければその重篤感が伝わらない。
- ・副作用等の健康被害を防止できない。
- ・偽造医薬品の流入や過剰摂取による健康被害の恐れがある。

○インターネット関連業者

- ・IT時代にふさわしい新たなルール整備をして実施すべきである。
- ・販売後の追跡調査についてはインターネット販売のほうが優れている。
- ・へき地の居住者、外出困難な高齢者、障がい者の利便性を考慮すべきである。
- ・地方の中小薬局などのビジネスチャンスが制限され、事業者間の公平性が阻害されている。



伊東 良孝 衆議院議員：副作用の強い薬をインターネットで購入できるのは問題が大きい。

中村 裕之 衆議院議員：自民党内にもネット販売推進派がいる。問題点を整理して納得できるだけのデータ・資料がほしい。

中川 郁子 衆議院議員：夫は薬剤の使用法を誤ったために死亡したので、ネット販売の規制緩和には反対である。

伊達 忠一 参議院議員：薬事法上に薬剤師の対面販売が義務化されていないのが原因であり、対面販売法制化とネット販売規制については厚生労働省では動く気配がないので、議員立法という対応も考える。

勝沼 栄明 衆議院議員：ネット販売を野放しにすると患者の服用管理が困難となり、震災など有事の際に混乱が生じる恐れがある。

町村 信孝 衆議院議員：規制緩和に関する特別委員会は圧倒的に優位な立場にあり、この問題については、官邸から5月中にまとめるよう指示されていることから、早急の対応が必要だと思う。行き過ぎた規制は緩和する必要はあるが、必要な規制もある。

表 大衆薬の分類と規制

第1類	第2類	第3類
▼副作用のリスク		
高	中	低
▼医薬品分類		
一部の鎮痛剤や育毛剤など	風邪薬や解熱剤など	ビタミン剤や整腸剤など
▼代表的な商品		
「ロキソニンS」や「リアップ」 約110品目	「バファリン」や「ベンザブロック」 約8,300品目	「ハイチオールC」や「ザ・ガードコーワ」 約3,000品目
▼資格者による情報提供		
義務	努力義務	不要
▼ネット販売(厚労省の省令規制)		
禁止	禁止	可能

懇談会出席者一覧

北海道選出自由民主党所属衆参国会議員

(衆参・選挙区の順)

衆議院議員 (1区)	船橋利実
衆議院議員 (2区)	吉川貴盛
衆議院議員 (3区)	高木宏壽
衆議院議員 (4区)	中村裕之
衆議院議員 (5区)	町村信孝
衆議院議員 (6区)	今津寛
衆議院議員 (7区)	伊東良孝
衆議院議員 (8区)	前田一男
衆議院議員 (9区)	堀井学
衆議院議員 (11区)	中川郁子
衆議院議員 (12区)	武部新
衆議院議員 (比例区)	渡辺孝一
衆議院議員 (比例区)	清水誠一
衆議院議員 (比例区)	勝沼栄明
参議院議員 (選挙区)	伊達忠一
参議院議員 (選挙区)	長谷川岳

北海道薬剤師会

会長	東洋彰宏
副会長	竹内伸仁
連盟幹事長	大江利治
連盟副会長	瀬戸宣治
事務局	小原一義

北海道医師会

会長	長瀬清
副会長	藤原秀俊
副会長	小熊豊
常任理事	笹本洋一
事務局長	安達督
事務局次長	柴田秀和
事業第一課課長	文屋昌彰
事業第一課主事	太宰秀行

(敬称略)

一般用医薬品のインターネット販売規制に対する意見

賛成派	反対派
<p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般用医薬品の販売は対面販売が原則であり、第一類及び第二類医薬品のインターネット販売は禁止。 ・インターネット販売では、偽造医薬品の流入、販売業者の所在・海外の場合は対処不能であることや過剰摂取による健康被害の恐れがある。 <p><日本薬剤師会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般医薬品の販売は対面販売が原則であり、インターネット販売は禁止。 ・提供される情報の真偽、業者の善し悪しが判断不能。 <p><日本医師会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確立が最優先であり、医師の処方すべき薬剤については制限が必要。 <p><消費者団体></p> <p>第三類医薬品も含め、インターネット販売を全面的に禁止。</p>	<p><政府規制改革会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット販売規制を撤回し、IT時代に相応しい新たなルール整備を行うべき。 ・消費者の利便性を阻害する。 <p><行政刷新会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入履歴の管理や購入量の制限、テレビ電話の活用などの要件設定を前提に、薬局等の郵便等販売を検討すべき(地方の薬局等のビジネスチャンスが阻害されている)。 <p><インターネット関連業者></p> <p>安全性を確保できるルール作りができればインターネット販売は問題がない。</p>

6月に入り、政府は市販薬のインターネット販売に関し、副作用のリスクが高いとされる第一類の一部を除き(11,400品目のうち、99%)、ネット販売解禁の方針を固め、経済活性化と銘打ち成長戦略に盛り込むことにしている。